

諮問(情)第 48 号

## 答 申

**第 1 審査会の結論**

札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会（以下「判定会」という。）委員名簿の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）に対して、札幌市長（以下「諮問庁」という。）が行った一部公開決定（以下「原決定」という。）は、妥当である。

**第 2 異議申立てに至る経緯****1 公文書の公開請求**

異議申立人は、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 5 月 29 日付けで、諮問庁に対し、本件請求を行った。

**2 原決定及び非公開部分**

諮問庁は、本件請求に係る対象公文書として、札幌市自立支援医療（精神通院医療）支給認定等審査判定会委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日現在）（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、平成 25 年 6 月 12 日付けで原決定を行った。

原決定において、非公開とされた部分（以下「本件非公開部分」という。）は次のとおりである。

- ・委員の所属、職名の一部及び氏名（札幌市精神保健福祉センター所長を除く。）

**3 異議申立て**

異議申立人は、原決定を不服として、平成 25 年 6 月 24 日に、諮問庁に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

**第 3 異議申立人の主張要旨****1 異議申立ての趣旨**

原決定を取り消し、本件非公開部分を公開するとの決定を求める。

**2 異議申立ての理由**

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであり、原決定は違法不当であるという

ものである。

- (1) 公平で適正な判定業務が困難とあるが、起きてもないことに対して何ら不利益はない。
- (2) 判定会の運営が不可能になるとあるが、医療行為についての知識と実績があるのだから、何ら問題は生じない。
- (3) 辞任等により、判定会の運営が不可能になるとあるが、優れた医師は他にも多数いるはずである。
- (4) インフォームド・コンセントが必要である。
- (5) 精神保健法制定後の厚労省からの通知により、患者にとって不満や納得のいかないことは担当に連絡できることなどを、十分に知らせるよう指示されているはずである。

#### 第 4 諮問庁の説明要旨

諮問庁の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 非公開とする理由

以下の理由により、本件非公開部分は、条例第 7 条第 5 号オに該当する情報であると認められる。

- (1) 精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の交付決定は、判定会の判定に基づいて行われるため、当該判定の結果が、生活保護の障害者加算や障がい者に対する交通費の助成などを通じて、手帳を申請した者（以下「申請者」という。）の経済的利益に事実上大きな影響を及ぼすことになるが、申請者がその手帳の交付決定に係る判定を不当であると認識し、判定会に対する不満を抱く例が数多くある。
- (2) 手帳は精神障がい者を対象とする制度であるが、精神障がいによって事実を適切に認知することができなくなる等の症状が引き起こされる例は、決して珍しいものではない。このため、委員そのものを不服の対象とする者も存在するため、公開することにより、委員に対する個人攻撃が加えられる危険性が極めて高いものといえ、委員がこのような状況に憂慮し、公平で適正な意見を述べるのが困難になる。
- (3) 委員は、本件非公開部分の公開は不適切であるとの意見を述べ、公開した場合は辞任する意向を示した。このため、公開された場合には、委員の辞任に直結し、直ちに判定会の開催が不可能になる。
- (4) 本市には優れた医師が多くいるものの、判定会の業務は極めて専門性が高いものである。そのうえ、所属・氏名等を公開することとなると、委員として適任である医師を確保することは極めて困難になる。

- (5) 委員が公務外に行っている病院の診療等の本務の適正な遂行に支障を来す可能性が高いことを知りながら、かつ、委員が本件非公開部分の公開を不適切であるとの意見を述べているにもかかわらず、本件非公開部分を公開することとなれば、委員のみならず、各医療機関・精神科医と本市の信頼関係を著しく損なうことにつながり、判定会のみならず、他の精神保健福祉・医療に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす。

## 第 5 審査会の判断

### 1 非公開情報該当性について

異議申立人は、上記第 3 の 2 (1) から (3) のとおり、本件非公開部分を公開しても、判定会の適正な遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない旨を主張し、本件非公開部分の公開を求めているのに対し、諮問庁は本件非公開部分を公開することで、判定会等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められ、条例第 7 条第 5 号オに規定する非公開情報に該当すると主張していることから、その該当性の当否について検討する。

諮問庁に確認したところ、手帳の交付決定が不当であると主張する抗議の電話や来所による訴えは年間延べ 500 件程度で、適切な説明によっても納得が得られず対応に苦慮する例もあり、委員に対して憤りを覚えた申請者から委員に直接抗議する目的で、委員の氏名等を開示せよとの要求も存在するとのことであった。

また、本年 6 月に諮問庁が委員に対して本件非公開部分の公開について意見を聴取したところ、5 名の委員のうち、当日欠席していた委員を除く 4 名の委員は、一様に公開が不適切であるとの意見を述べ、公開した場合は辞任する意向を示したとのことであり、委員が辞任した場合の補充については、委員には極めて高い専門的知識が求められ、委員として適任である医師を継続的に相当数確保することは困難であるとの諮問庁からの説明があったが、これについては、判定業務について専門的知識を有しない審査会としては、断定的な判断はできないものの、一定の理解ができるものである。

以上のことから、本件非公開部分は、公開することにより、判定会の開催が困難になるなど、判定会の適正な遂行に著しい支障を及ぼすものと認められるため、条例第 7 条第 5 号オに該当すると判断する。

### 2 その他

異議申立人は、上記第 3 の 2 (4) 及び (5) のとおり主張しているが、これらは本件不服申立てに係る公開・非公開の判断に直接関係しない主張であり、当審査会で判断す

る事柄ではない。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第 6 審議経過

審議経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 5 年 8 月 2 1 日	諮問書及び諮問庁の一部公開決定理由説明書を受理
平成 2 5 年 8 月 2 7 日	異議申立人に諮問庁の一部公開決定理由説明書を送付するとともに意見書の提出を要請
平成 2 5 年 9 月 1 2 日 (第 1 2 0 回審査会)	審議（事案の経過・概要等）
平成 2 5 年 9 月 1 7 日	異議申立人の意見書を受理
平成 2 5 年 9 月 1 8 日	諮問庁に意見書を送付
平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日 (第 1 2 1 回審査会)	諮問庁からの事情聴取及び審議
平成 2 5 年 1 1 月 8 日 (第 1 2 2 回審査会)	審議
平成 2 5 年 1 1 月 1 3 日	答申